

NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 10 号 2020年 7月 15日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル **0120-501-581**

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

新型コロナウイルスが蔓延する中

第 5 回 通常 総 会 を 開 く

制約のある中 昨年度活動報告、新年度活動方針を討議



NPO非正規労働相談センターひろしまは、5月24日に2019年度第5回通常総会を開催しました。今回の総会は、新型コロナウイルス感染拡大の折、理事等の少人数のみの参加とし、委任状を含む47名の

出席のもとで当法人事務所においての開催となりました。

総会は、土屋みどり理事の司会のもと、上関副理事長を議長に選出し開会しました。土屋理事長の挨拶のあと、理事長が

ホームページは「NPO 非正規 ひろしま」で検索！

ら2019年度の事業報告が行われました。主な活動は、①非正規労働に関するQ & Aを掲載したリーフレットの市民への配布などの宣伝活動②2回のホットライン電話による労働相談(3月には新型コロナウイルス対策ホットラインを開催)や面談による随時の労働相談活動などです。こうした非正規雇用労働者の支援に係る活動に取り組むことで、当法人が彼らの権利を守り、その社会的地位向上に寄与したことが報告されました。

続いて、村中理事から、2019年度決算報告が行われ、会計監査報告を受けました。その後、土屋理事長から、2020年度事業計画が提案されました。主な活動は、①機関誌の年4回の定期的発行、街宣活動を強化し、当法人の知名度をあげ

る②新型コロナウイルス対策ホットライン開催をはじめ、労働相談活動を強化して、当法人を広島県下の非正規労働者の拠り所にしていくなどです。

引き続き村中理事から2020年度活動予算が提案され、柳理事から新年度役員を選任案が提案されました。

これら5本の議案は一括審議され、すべて承認されました。

今後、コロナによる企業の業績悪化を理由として、非正規雇用労働者を対象とした解雇・雇い止めの拡大が予想されます。NPO非正規労働相談センターひろしまは、今後ますます非正規労働者の期待に応えられるように活動を強化していく決意です。

5.22~23

新型コロナ労働相談ホットライン第3弾を開催

NPO非正規労働相談センターひろしまはスクラムユニオン・ひろしまの仲間とともに、5.22~23の二日間、新型コロナ対策労働相談ホットライン第3弾を開催しました。NHK取材班が張り付きで取材してくれました。

二日間で、12本の電話相談、3組の面談がありました。電話相談の内、11本がコロナ関連の相談でした。なかでも、休業手当が支給されていない、生活が苦しい、何か救済措置はないかという相談が最も多かった。ペルー人労働者が派遣会社社長にだまされて解雇されたという悪質事案がありましたが、広島では今の段階では、解雇・雇い止めの相談はまだ少ないようでした。

相談を受ける中で、中小企業のあいだでは労基法で定められている最低でも平均賃金の60%とされている休業手当すら支給しない事業主が多く、労働組合に組織されていない労働者が何の補償もなく犠牲になっている姿が明らかになりました。

労働組合のないところでは、あるいは組合があっても非正規雇用労働者を組織していない場合は、国が雇用調整助成金で中小企業が支給した休業手当の90%を助成支援する(現在は100%に改正)と言っても手続きが煩雑で、給付まで時間もかかり、そのことも理由に、休業手当を支給しない事業主が多いようです。

相談を通じて、労働組合が労働者を組合に組織して、企業に対して、休業手当支給を要求することの大切さを改めて実感しました。

両日で受けた相談の概要は次ページの表のとおりです。



ホットラインを NHK が取材

5. 23～24第3回コロナ対策ホットライン労働相談概要

相 談 内 容		相 談 内 容	
1	<p>旅館でパートで月20時間以上働いている。3月は1週間仕事があった。コロナの関係で4月は2日しか仕事が無く、5月は仕事が全く無かった。自宅待機となった。仕事が無かったあいだの賃金が支払われていない。何とかならないか?</p>	6	<p>暮らしサポートセンターを通じたペルー人の相談。派遣会社の社長が相談者のペルー人(66歳)に対しコロナの関係で夜勤が無くなったので、1.休業手当(賃金の60%)を受け取るか、2.雇用保険を受け取るか、どちらかを選べといわれて、本人は雇用保険をもらうことを選んだ。この時本人は、雇用保険をもらうということは、失業手当と思わず、解雇されたという認識はなかった。高齢者一時給付金をすでに受領した。何とかならないか?</p>
2	<p>年金と2か所のアルバイト(営業)で生計を立てている。 ① 週二日 6～7時間 4月8日から休業 ② 週二日 6～7時間 4月20日から休業 二つとも「コロナで休んでくれ」といわれた。いつまでとは言われない。その間は無給となっている。国がアルバイトも対象とした新しい給付金制度をつくと聞いた。どんな制度で、いつから施行されますか?</p>	7	<p>学校給食をつくる民間の会社でパートで働いている。学校休校の関係で、3月は休業となり、4月は1週間だけの勤務となった。この間は休業補償はあった。ただ、有給休暇を1週間強制的に取らされた。仕事がなくなった4月後半の2週間と5月全部について会社から休業補償しないといわれた。どうしたらいいか?</p>
3	<p>新聞を見ました。一人でも組合に入れますか?警備会社で働いているが、コロナの関係で勤務日数が減らされ、収入がガクンと落ちた。安い給料で、体調が悪いのに出勤させられるのが常。日曜日に出ても割増なし、日当が出ないときもあった。雇用保険・社会保険打ち切られたかもしれない。20人程度働いている。高齢者も多い。</p>	8	<p>健診センターでパートで働いている看護師です。コロナの関係で、4月中、5月末まで休業となった。休業手当はあるのでしょうか?</p>
4	<p>パートでタクシー運転をしている。今、自宅待機になっている。社長に休業補償はしないといわれた。補償が欲しければ、市役所に行けといわれた。</p>	9	<p>派遣で働いている。コロナの関係で、今は月に一回しか工場で働いていない。休業手当は支給されているが、額が少なく生活が苦しい。何とかならないだろうか?</p>
5	<p>息子さんに関するお母さんからの相談電話。息子が、マツダの下請けの運送会社で働いている。3月から5月まで仕事が無い。最近社会保険にようやく入れてもらえた。収入源がなくなり、借家の家賃も払えない状態です。何とかならないでしょうか?</p>	10	<p>診療所でパートで看護師をしている。68歳。コロナの関係で、外来が減って患者が少ない。仕事(出勤日)を減らされた。給料が月10万円くらい減った。小さいところなので休業手当の請求も難しい。年休20日残っている。ハローワークに聞いたら、今のところを辞めて失業手当をもらうことをいわれた。どうしたらいいか?</p>
		11	<p>正社員だが基本給が3万円下げられた。出勤日数は減っているが会社は営業している。雇用調整助成金は企業に出るのですか、労働者個人に出るのですか?</p>

解雇や雇い止めという相談は少なくとも コロナ禍の中で追い詰められる労働者

3月、4月、5月、7月とほぼ1か月ごとに労働相談ホットラインを取り組んできた。コロナウイルスの感染拡大という状況の中で、労働者、とりわけ非正規雇用労働者に犠牲のしわ寄せがおよんでいる。当初、解雇や雇い止めといった形で問題が噴き出してくるのではないかと考えていたが、ホットラインで集中されたのは、休業手当が支給されていない、シフトが減らされて生活が苦しい、何か救済措置はないかという相談が大半であった。

それでも5月の後半では解雇や雇い止めの相談がかなりかかってくるのではないかと予想していた。しかし、解雇や雇い止めの相談は1件もなかった。この傾向は、直近の労働相談でも大きく変化しなかった。もちろん、これまでの労働相談だけで判断できるものではないが、広島ではまだ、解雇・雇い止めが顕著になるところまではなっていないということかもしれない。新聞報道では、労働局に寄せられた相談(中国地方)で1000人以上の解雇・雇い止めが発生しているという記事が出ている。だが、それが労働相談につながっているわけではないという状況である。

休業手当さえ支給されない労働者

相談を受ける中で、中小企業では法律で定められている休業手当すら支給しない

い事業主が多く、労働者が犠牲になっている姿が明らかになった。労働組合のないところでは、あるいは組合があっても非正規雇用労働者を組織していない場合は、特にその傾向が強いと感じられる。国が雇用調整助成金制度で、企業が支給した休業手当の100%を助成支援すると言っても手続きが煩雑で、給付まで時間もかかるため、休業手当を支給しない事業主が多いように見受けられる。労働組合が企業に対して、休業手当支給を要求することの大切さを改めて実感した。

リーマンショックと比較して

リーマンショックの時は、自動車産業を中心として、解雇・雇い止めが大量に頻発し、しかも解雇と同時に寮からもたたき出されるという状況であった。それと比較すると一見「おとなしい」感じがするが、社会全般が真綿で首を絞められるように、じわじわと疲弊し、広範な形で崩壊していくような気配を感じる。事務所に通う道路沿いでも閉店したコンビニや商店が目につく。当然にもそこで働いていた労働者は、倒産解雇、閉店に伴う解雇となっているはずである。あきらめてしまっているのか、仕方がないと思っているのか、分からないが、確実に解雇は進んでいる。これが杞憂であれば良いが、相談を受けていく備えが必要である。

疫病退散の妖怪 アマビエ様、
コロナと一緒に
疫病神も退治してほしいなあ



疫病神

